

三田市遊技場等の建築規制に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ぱちんこ屋 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第7号に規定する営業を目的とする遊技施設(まあじゃん屋を除く。)をいう。</p> <p>(2) ゲームセンター 風営法第2条第1項第8号に規定する営業を目的とする遊技施設をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ぱちんこ屋 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第4号に規定する営業を目的とする遊技施設(まあじゃん屋を除く。)をいう。</p> <p>(2) ゲームセンター 風営法第2条第1項第5号に規定する営業を目的とする遊技施設をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項(第7号及び第8号を除く。)に規定するものをいう。</p> <p>(4)～(12) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項(第4号及び第5号を除く。)に規定するものをいう。</p> <p>(4)～(12) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>